

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	育児休業取得促進等助成金	事業開始年度	平成19年度	作成責任者		
担当部局庁	職業安定局	担当課室	雇用開発課	雇用開発課長		
会計区分	労働保険特別会計雇用勘定	上位政策	男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	雇用保険法第62条第1項第5号、雇用保険法施行規則第117条第2項	関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	我が国の少子化が進行する中、育児休業及び短時間勤務制度の利用を促進し、育児を行う労働者の雇用管理の改善を進めることにより、労働者の雇用の維持、安定を図る。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>育児休業あるいは育児のための勤務時間短縮制度を定め、同制度を利用する雇用保険被保険者に対し、連続して3ヶ月以上の経済的支援を行った事業主に対し、その経済的支援額の2/3(中小企業事業主は3/4)を助成する。</p> <p>【受給手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成金の支給は、経済的支援を開始した日から6ヶ月ごとに区切った期間(以下、「支給対象期」という。)ごとに、経済的支援を行った期間に応じ最大6回まで支給する。 ・各支給対象期ごとに、各支給対象期の末日の翌日から起算して2ヶ月を経過する日の属する月の末日までに、支給申請を行う。 					
実施状況	平成21年度実績では、育児休業取得促進措置の支給件数2,733人、短時間勤務促進措置の支給件数332人。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	3,285	2,255	1,008	616	574
	執行額	141	488	701		
	執行率	4.3	21.6	69.5		
	総事業費(執行ベース)	141	488	701		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	全額を支給要件を満たす事業主に支給。 支給事務を行う都道府県労働局から毎月報告を受け、状況を迅速に把握している。				
	見直しの余地	雇用保険財源に限られる中で、育児休業期間中や短時間勤務期間中に経済的支援を行うことができる企業に対する支援を行うよりも、育児休業制度等が利用しにくく両立支援の取組みが遅れている企業に対する支援を行うことが重要であることを踏まえ、政策目的が同一である「両立支援レベルアップ助成金(子育て期の短時間勤務支援コース)」及び「中小企業子育て支援助成金」と共に、本助成金の在り方の検討を行う。 また、本助成金の目標設定にあたっては、本助成金の活用によって何人が育児休業・短時間勤務制度を利用できるようになったかという評価の視点をビルトインして事業の効果を把握し、制度の効率的な運営を図ることとする。				
予算・監視の・所見率	廃止(直ちに) * 補記参照					
補記	平成23年度から事業廃止することとし、同年度に経済的支援を開始した事業主からの受給申請は受け付けない。ただし、最大三年間に渡って給付を行う事業であることから、平成23年度予算としてはすでに平成23年3月31日までに経済的支援を開始した事業主への支給分を経過措置として必要最低限の予算を計上しているところ					

厚生労働省

701百万円

※金額は平成21年度実績

【予算示達】

A: 都道府県労働局

701百万円

【助成】

B: 事業主

育児休業取得促進措置

646百万円

2,733人

【助成】

C: 事業主

短時間勤務促進措置

55百万円

332人

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A.都道府県労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
助成金	事業主に対する助成金支給	701			
計		701	計		0
B.事業主			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
助成金	経済的支援の額の3/4等	646			
計		646	計		0
C.事業主			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
助成金	経済的支援の額の3/4等	55			
計		55	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0